

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 令和8年度庁議報告事項       |          |
| 第1回庁議（2026年4月14日） | 区民部保険医療課 |

【件名】後期高齢者医療制度における資格確認書の職権交付に係る取扱いについて

【要旨】令和8年1月27日付厚生労働省の事務連絡により、後期高齢者医療制度における令和8年8月年次更新以降の資格確認書の職権交付に係る東京都後期高齢者医療広域連合統一の取扱いが定められた。

## 1 経緯

令和6年12月2日に従来の被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行した。

後期高齢者医療制度における資格確認書については、円滑なマイナ保険証への移行を図る観点から、令和8年7月末までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を職権で交付している。

## 2 今後の取扱い

令和8年8月の年次更新以降においては、現状のマイナ保険証の保有状況にかかわらず、一律に資格確認書を職権交付する暫定的な運用を見直し、「年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績から見てその利用が難しいと判断される場合」に限り職権交付の対象とする。

### （1）84歳以下の被保険者

マイナ保険証の利用実績を踏まえ、直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上であり、かつ概ね直近3か月以内に利用実績がある場合は資格確認書を職権交付しない。

### （2）85歳以上の被保険者

マイナ保険証利用率が他の年代と比較して相対的に低く、施設入所率も高い状況にあること等を踏まえ、引き続き、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を職権交付する。

## 3 今後の予定

令和8年5月下旬 東京都後期高齢者医療広域連合より全被保険者に見直し内容に関するリーフレットの送付及び区ホームページで周知

令和8年7月上旬 7月5日号の区報で周知

令和8年7月中旬 「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付（有効期間1年間）